

平成28年3月24日（再掲）

公共情報コモンズ第Ⅰ期中期的運営方針

平成23年6月13日から本サービスを開始した公共情報コモンズは、平成25年度から3年目を迎えることになる。この間、発信される情報やサービス利用者等の数は大幅に増加し、また、利用ニーズにあわせた機能の向上等も行ってきているが、公共情報コモンズのサービスとして、今後、どのような利用者を対象に、何を、どのように提供していくのか、一定の方向性を提示することが、サービスの一層の普及や安定的な運営、円滑な利用の確保にとって必要と考えられる。

このため、平成25年度から3年程度を想定した中期的な運営方針を下記にとりまとめ、公表することとする。なお、この方針に基づく各種取組に当たっては、総務省ほか関係省庁やすでに参加いただいているサービス利用者等の支援、協力を得ながら進めていくこととする。また、この方針については、今後、各種取組の状況等にも応じ、随時見直しを行っていくものとする。

I サービスの利用

公共情報コモンズのサービスがその効用を最も発揮するためには、全国的に網羅する形で地域住民が必要とする避難情報をはじめとする情報が提供されることが、まず、第一に重要である。そのためには、①情報発信者にとって情報の発信が1回の入力で済むなどできるだけ容易に利用が可能なこと、②平常時においても利用や訓練等が行われること、③地域住民に情報を提供するできるだけ多くのメディアに利用されること、などが必要と考えられる。

このような認識の下、公共情報コモンズのサービスの利用が以下のように進むよう、必要な取組を進める。

1 情報の発信

(1) 情報発信者

① 都道府県

避難情報の発信に関しては、各市町村から都道府県に電子的に提供される情報を公共情報コモンズへ発信することを促進していくことが、情報の網羅性や市町村における情報発信の容易性の観点から重要である。このため、都道府県単位での参加を促進する。

このため、未参加の都道府県に対しては、総務省や、すでに参加いただいているサービス利用者等の協力を得て、継続的に説明を行っていく。

また、都道府県が参加する場合、域内の各市町村から避難情報が発信されるようにすること、地域の各メディアへの利用を推奨すること、各市町村や地域の各メディアとの連絡体制を確保することなどが必要であり、都道府県が各市町村や地域の各メディアに対する説明会を行う場合などにはできるだけ協力する。

さらに、域内の各市町村からの避難情報の発信を前提として都道府県が参加する場合には、都道府県の希望により、公共情報コモンズを利用した緊急速報メール一括配信機能（下記2（2）①参照）の利用を可能とする。

② 市町村

市町村からは、各種のお知らせ、生活情報などの発信を増加させていく。市町村からこのような情報を発信するに当たっては、その情報を受け取る地域のメディアも参加するように促進していくことが望ましい。

なお、市町村から公共情報コモンズへの避難情報の発信については、二重入力回避の観点等から、都道府県に当該情報を集約するシステムが存在する場合には、そのシステムを経由して接続することを原則とする。

③ 交通事業者・ライフライン事業者等

災害時等に地域の住民が必要とする公共情報としては、地方公共団体が発信する情報のほか、交通やライフラインの情報も不可欠である。このため、鉄道事業者などの交通事業者や、電気通信、電力、ガスなどのライフライン事業者の参加を促進していく。

なお、交通事業者、ライフライン事業者等の参加促進は、総務省や関係省庁、関係団体などの協力を得ながら進めるとともに、都道府県や地域のメディアとも連携して進めることが効果的であると考えられる。

④ その他

上記以外に、公共情報コモンズに情報発信を希望する者がいる場合には、発信される情報が公共的・公益的性格のものか、参加することが公共情報コモンズの全体的な普及に資するものとなるか等を考慮して、参加を判断することとする。

（2）取り扱う情報項目等

取り扱う情報項目については、平成24年度中に、災害発生後の被災者支援に関する情報や交通、ライフライン関係などの情報を取り扱いしやすくなる「新お

知らせ情報」と、緊急速報メール発信完了情報についての対応を行った。

今後の対応に関しては、Jアラート情報（国民保護関係情報）の接続のための検討と必要な取組を平成25年度に行う。また、河川情報に関しては、国土交通省等の取組を踏まえ対応していく。その他の情報項目の追加等については、情報発信者・伝達者側双方の要望を踏まえ、ニーズの高いものについて、独自のXMLフォーマットが必要かどうか検討していく。

2 情報の伝達

(1) 情報伝達者

災害時等に必要とされる情報を、多様なメディアにより、地域住民へ伝達するという観点からは、地域住民への情報伝達を行うできるだけ多くのメディアが公共情報コモンズから取得した情報を利用していくことが望ましい。したがって、各メディアに対しては、以下のとおり、加入の促進を図っていくこととする。

① 放送事業者及び新聞社・通信社

地上テレビ放送事業者、AM/FMラジオ事業者、ケーブルテレビ事業者、コミュニティFM事業者などの放送事業者及び新聞社・通信社については、できるだけ多くの事業者の参加を期待し、都道府県などとも連携・協力して、参加の促進を図っていく。

このため、各都道府県の行うメディア説明会等に協力していくとともに、各メディアの全国団体等に対しても継続的に説明を行っていく。

② その他の事業者

放送事業者及び新聞社・通信社以外の事業者であっても、地域の住民に対して情報伝達を行う事業を行う者であれば、公共情報コモンズから取得した情報が広く利用されることが適当と考えられる。ただし、これらの事業者においては、①地域の住民に向けて適切な形での情報の発信が可能か、②公共情報コモンズの円滑な利用にあたっては、情報発信者側と情報伝達者側で、ある程度の信頼関係が必要であるが、どのような範囲であれば、そのような関係がうまく構築できるのか、といった課題もある。

このため、平成25年度には、一部のポータルサイト事業者、デジタルサイネージ事業者等により、試行的な情報伝達を行い、その状況も踏まえ、それらの事業者の参加に当たってのルールを整備することとし、その後、そのルールに沿って、新規事業者の参加の促進を図ることとする。なお、このルールは、必要最小限のものとする。

(2) 情報伝達の方法

既に公共情報コモンズから取得した情報の利用が行われている放送系メディア以外での情報伝達に関しては、多様なメディアにより、地域住民への伝達を進めるという観点から、以下の方針で取組を行う。

① 緊急速報メール

平成25年度より、公共情報コモンズを利用した緊急速報メール一括配信機能の提供を開始する。この機能の利用者やこの機能による伝達可能な情報は、緊急速報メールを提供する携帯電話事業者の約款に定めるものと同様とする。

なお、この機能の利用者（地方公共団体）は、公共情報コモンズの利用上は情報発信者という位置づけになるが、地域の住民に直接伝達される情報の編集等を行うという意味では、情報伝達者の役割も担うこととなる。

この機能は、域内の各市町村からの避難情報の発信を前提として都道府県が参加する場合、都道府県の希望により提供するものとする。都道府県（及び域内の市町村）がこの機能を利用する場合には、都道府県の連携システム側において対応する機能を組み込むか、公共情報コモンズ協力事業者が提供するシステム等を利用することが必要となる。

緊急速報メールの一括配信については、公共情報コモンズを利用したシステムとは別のシステムにより行われる場合もある。こうした別のシステムによる場合であっても、各市町村からの緊急速報メールの発信に関する情報を、都道府県や各メディア等の公共情報コモンズのサービス利用者等が共有することには大きなメリットがあることから、各市町村からの緊急速報メールの発信に関する情報を公共情報コモンズに発信することを促進していくこととする。

② ウェブサイト

公共情報コモンズに発信された情報の閲覧は、すべてのサービス利用者において可能とされている。公共情報コモンズに発信される情報は、最終的に地域の住民に届くことを目的に発信されるものであり、公共情報コモンズへの参加者は、公共的な情報の発信・伝達という公共情報コモンズの趣旨を踏まえて参加が認められているものであることから、公共情報コモンズへの参加者は、情報伝達者はもとより、情報発信者においても、公共情報コモンズに発信された情報を地域の住民に向けたウェブサイトに掲載することを可能とする。

③ デジタルサイネージ、スマホアプリ等

すでに公共情報コモンズに参加している情報発信者、情報伝達者が、公共情報コモンズに発信された情報をデジタルサイネージ、スマホアプリ等により伝達することは、上記②と同様の考え方により、可能とする。ただし、平成25年度においては、公共情報コモンズに発信された情報をこれらのメディアを利用して伝達することはまだ試行的な段階にあるため、サービス利用者が、これらの手段による伝達を行う場合には、利用状況等の報告に協力していただく場合がある。

一方、公共情報コモンズの利用において、デジタルサイネージやスマホアプリ等による情報の伝達を専門的に行うことを希望する場合には、平成25年度は、試行的な形での実施とし、その状況を踏まえ、参加ルールの整備等を行うこととする。

3 公共情報コモンズ協力事業者

公共情報コモンズの普及に伴い、情報発信者、情報伝達者共に大幅に増加しており、従来は、サービス利用者の個別の発注により、整備が行われていた公共情報コモンズに連携する利用者設備について、システム関連事業者において、先行的に製品を開発、販売することや、(クラウドサービスの形で) サービスを提供したいという要望がある。

信頼できるシステム関連事業者に継続的に製品の販売や、サービスの提供を担ってもらうことは、公共情報コモンズの普及に貢献するものであり、また、サービス利用者のニーズにも沿うものである。このため、こうした事業者を位置づける枠組として、公共情報コモンズ協力事業者に関する制度を平成24年度中に整え、平成25年度より運用することとする。

Ⅱ サービスを支えるシステム及び運用体制

公共情報コモンズにおいて、上記Ⅰで想定される今後のサービスの利用に対し、それを支えるシステム及び運用の体制について、以下の方針により、必要な取組を進める。

1 システム関係

(1) 信頼性の確保

サービス利用者の増加に対応し、安定的にサービスを提供していくためには、システムの信頼性の確保が必要であり、このためには、主要設備の二重化やバックアップが必要である。公共情報コモンズの本サービス用設備の多くは、すでに二重化、バックアップ等の対応を行っているが、平成25年度は、本サービス用設備のうち、まだ二重化が行われていないL G W A N接続について、二重化を行うことを検討する。

なお、使用サーバーについては、上記 I で想定される今後のサービスの利用に対しては、十分な余裕があると考えられ、この方針の期間においては、現行サーバーを使用する方針とする。

(2) 機能の向上

システムの機能の向上に関しては、上記 I (2) の情報項目の追加等に対応したフォーマットの追加等を行うことが想定され、毎年度 1 回程度の頻度で行うこととする。なお、機能の向上にあたっては、現行機能との互換性に十分配慮する。当面、平成 25 年度においては、Jアラート接続（国民保護関係情報）への対応を検討し、ニーズの高いものがあれば併せて行うこととする。

また、フォーマット見直し以外の機能の改善については、サービス利用者のニーズと全体の運営状況を勘案し、優先度の高いものについて行う。

なお、画像・映像への対応は、様々な動向を見極める必要もあり、この方針の期間においては、現行機能（リンク情報による対応）によることとする。

2 運用関係

(1) サービス利用者への安定的かつ円滑な対応

サービス利用者の増加や、緊急速報メール一括配信機能の提供の開始などによるサービスの拡大を踏まえ、サービスの運営に関しても、これらへの対応を円滑に行えるような体制としていく必要がある。このため、平成 25 年度から、夜間・祝日等の連絡体制を整備することとする。

(2) 運営の透明性の向上等

公共情報コモンズのサービスの普及や利用者の増加に伴い、利用者全体に対する必要な情報の共有や運営の透明性の向上といった点も課題である。このため、平成 25 年度においては、サービスに関する情報の一層の公開に努めるとともに、運営諮問委員会の提出資料についても、原則、公表することを検討する。

特に、最新の技術仕様等については、公共情報コモンズ協力事業者をはじめとして、関係者に十分に提供していく必要があり、平成 24 年度に引き続き、平成 25 年度以降も、毎年度 1 回以上技術セミナーを開催する。

また、公共情報コモンズの利用において、特に避難情報の発信・伝達に関しては、地域の自治体とメディアの間で、あらかじめ情報伝達の訓練を行っておくことが、

実際の災害発生時における円滑な対応に不可欠であり、各利用者における担当職員の交代等も踏まえ、継続的に実施する必要がある。

特に、公共情報コモンズは県域を超えた情報共有を可能にするものであり、都道府県域を超えて、各都道府県が合同で訓練を行うことが、県域を超えた運用の確認や課題の抽出、さらに、今後の参加を検討している各メディアや各地方公共団体へのアピールといった観点からも有効と考えられる。

このため、平成25年度から、毎年度1回程度、各都道府県の合同の訓練を行うこととし、その結果の情報共有なども行うこととする。

(3) その他

公共情報の集約、伝達においては、各地域や業種等において個別の取組が検討、実施されている場合もある。そのような場合には、そうした取組と有効に連携を図り、役割を分担しながら、公共情報コモンズの普及を図る。

また、避難情報のわかりやすく利用しやすい取扱方法や使用する情報フォーマットの在り方など、サービス利用者のニーズに沿った公共情報コモンズの機能の向上や運用の在り方などについて検討するとともに、ソーシャルメディアとの連携の在り方や長期的な運営の在り方についても、引き続き検討していくものとする。

第 I 期中期的運営方針のフォローアップ(概要) 資料17-4

フォローアップ項目		主な目標	状況	主な活動結果
サービスの利用	情報の発信	①3/4以上の都道府県が運用開始 ②「お知らせ」「イベント」を発信する市町村を100市町村とする ③ライフライン事業者の参加 ④情報項目の拡充	◎	①35都道府県が運用開始 ②322市町村が発信可能 ③ガス事業者が参加開始、セブニレブンジャパンが運用開始(当面内部利用)、東京電力は当面试题験発信で調整 ④「停電情報」XMLフォーマットを作成
	情報の伝達	①参加メディアを500団体以上とする ②システム連携にて情報受信するメディアを100団体以上とする ③メディア以外の承認基準の明確化 ④メディア以外を20団体以上とする	◎	①574団体が参加(H28.3.1時点) ②96団体がシステム連携(H28.3.1時点) ※年度末には100団体の予定 ③サービス利用規約を改正(H27.4.1)し、承認基準の明確化を行った ④34団体が参加(H28.3.1時点)
	協力事業者	①編集権を持つ「特定協力事業者」と以外の「一般協力事業者」に分離 ②有効期限の設定と活動報告の義務付け	◎	①サービス利用規約を改正(H27.4.1)し、「特定協力事業者」と「一般協力事業者」に分離。 ②サービス利用規約を改正(H27.4.1)し、有効期限の設定と活動報告を義務化
システム及び運用体制	システム関係	①バックアップセンター主要機器及びインターネット回線機器の二重化 ②システム機能強化等	◎	①バックアップセンター主要機器及びインターネット回線機器の二重化実施 ②システム機能強化実施
	運用関係	①運用関連資料の公開 ②セミナー・合同訓練等の開催 ③新名称「Lアラート」の導入	◎	①諮問委員会資料、サービス利用者状況等資料を定期的に公開 ②セミナー、合同訓練を1回/年開催 ③H27.10.31商標登録、H28.2.1規約改正によりサービス名称を「Lアラート」とした

第I期中期的運営方針のフォローアップ

【凡例】◎:達成、○:ほぼ達成、△:未達(半年以内に達成見込み)、-:対象外

フォローアップ項目		目標	達成状況	活動結果	備考		
I サービスの利用	1 情報の発信	(1)情報発信者	①都道府県	○平成27年度中に3/4以上の都道府県で本番運用開始とする。	○平成28年3月1日時点で35/47都道府県(74%)が本番運用開始している。 平成28年度当初に40都道府県が本番運用開始となる見込み。 ※市区町村数でみた場合、1,345(運用開始)/1,742(全市区町村)で77%となり、目標である「3/4以上」を達成できていると考えられる。		
			○地域連絡会等と連携した課題の共有と改善策の検討・実施により、普遍的な社会基盤として進化させる。	△	○作業部会検討課題A-3「地域連絡会等の活用」にて取組中。		
		②市町村	○「お知らせ」イベントの発信市町村を、100市町村とする。	◎	○平成29年3月1日時点で、「322市町村」が発信可能。 今後も、平時の利用を促進する。		
		○自治体と地域メディアの連携強化により、地域密着型情報の発信を促進。(連絡会等の活用により市町村とメディアの連携を図る)	△	○作業部会検討課題A-3「地域連絡会等の活用」にて取組中。			
		③交通事業者・ライフライン事業者等	○平成27年度の合同訓練等への参加、およびサービス利用者としての参加。 ・ガス会社(ガス協会と調整) ・電力会社(電気事業者連合会と調整) ・コンビニエンスストア ・交通機関	○	・ガス事業者: 全国のガス事業者向けに「アラート説明会」を実施し、アラート加入とH28年総合訓練への参加を推進。平成28年3月1日時点で、9事業者がアラート参加を表明。 ・電力会社: 「G空間防災システムとアラートの連携推進事業」にて試験発信実施。 平成28年度以降も実証実験として、試験発信することで調整中。 ・コンビニエンスストア: セブン・イレブン・ジャパンが運用(当面内部利用)を開始。		
	④その他	○平成28年度以降、水道情報、交通情報、災害時における生活必需品等の情報(スーパー・コンビニエンスストアやガソリンスタンドの商品の供給状況)、医療機関の受け入れ状況の発信	-	○次年度以降の目標。順次対応予定。			
	○信州大学、内閣府との連携を深め、早期の本番運用を目指す。	△	○本番運用に向けて、継続して連携・検討中。				
	(2)取り扱う情報項目等	①停電情報 ②ガス供給停止情報 ③PM2.5 ④交通情報 ⑤その他	○	①停電情報: 「G空間防災システムとアラートの連携推進事業」にて、停電情報XMLフォーマットを作成。 ②ガス共有停止情報: 「お知らせ」情報として発信。ガス事業者向け「コモンズエディタ」を提供予定。 ○上記以外については、「情報発信拡充SWG」にて検討中。			
	2 情報の伝達	(1)情報伝達者	①放送事業者及び新聞社・通信社	○参加メディア(現在395社)をH27年度中に500社超へ拡大。	◎	○参加メディアの数が500社を超え、平成28年3月1日時点で574社。	
			○システム連携にて情報受信するメディアを100社とする。	◎	○平成28年3月1日時点で、システム連携の情報伝達者は96社。 平成27年度末には100社となる予定。		
②その他の事業者			○マスメディア関連以外の事業者に関する承認基準の明確化	◎	○平成27年4月1日改正「公共情報コモンズサービス利用規約」にて、承認基準の明確化を行った。		
○平成27年度中に20団体参加		◎	○平成28年3月1日時点で、34団体が参加。				
(2)情報伝達の方法		①緊急通報メール	○緊急通報メール配信完了情報の入力促進する。	◎	○システム開発着手前に自治体及び受託会社含めた打ち合わせを行い、その必要性につき説明を実施し、対応を推奨。		
②ウェブサイト・スマホアプリ	○アラートに発信された情報の編集等を行わずに配信する情報伝達者(一般情報伝達者)により、ポータルサイトの有効活用を推進する。	◎	○アラート連絡会、メディア説明会等において、ポータルサイトの有効活用を推進。一般情報伝達者は34団体が参加。				
③デジタルサイネージ等	○業界団体と連携して、作業部会等で協議を重ね情報配信に関するルールを整備する。	△	○作業部会検討課題B-1「新たな伝達者のためのルール作り」にて取組中。				
3 公共情報コモンズ協力事業者	○協力事業者は、編集権を持つ「特定協力事業者」と、編集権を持たない「一般協力事業者」に分離する。	◎	○平成27年4月1日改正「公共情報コモンズサービス利用規約」にて、「情報伝達者」を分離。				
	○営業実績の実績がある協力事業者には、利用継続申込書の提出を持って、利用契約を延長する。	◎	○平成27年4月1日改正「公共情報コモンズサービス利用規約」にて、「サービス有効期間」及び「利用継続申請」を追加。対象は以下の通り。 ・一般情報伝達者 ・協力事業者(特定情報伝達者除く) ・特別利用者(官公庁除く)				
II サービスを支えるシステム及び運用体制	1 システム関係	(1)信頼性の確保	○バックアップセンターのシステム主要機器の二重化 ○バックアップセンターのインターネット回線の二重化 ○発信・受信システムのバックアップセンター利用の促進(発信システムについては、必須要件にする)	◎	○バックアップセンターの主要機器の二重化実施済。 ○バックアップセンターのインターネット回線の二重化実施済。 ○発信・受信システムのバックアップセンター利用の促進 <発信システム> システム開発着手前に自治体及び受託会社含めた打ち合わせを行い、バックアップセンターへの発信を行うことが必須要件であることを言及。 <受信システム> 開発マニュアル等に「推奨要件」として記載。		
			(2)機能の向上	○運用管理機能の強化(ノードシステム/マスタ管理システム) ○一時滞在施設情報のTVCM変換機能の追加開発 ○発信データの急増に対応したコモンズシステムの性能改善(ノードシステム、ビューフ) ○運用実態に即したXMLの改定	○	○運用管理機能の強化実施。(H28年3月末リリース予定) ○一時滞在施設情報のTVCM変換機能の追加開発実施。(H28年3月末リリース予定) ○コモンズシステムの性能改善として「新方式コモンズビューフ」を開発中。 ○運用実態に即したXMLの改定。 →「情報発信拡充SWG」にて検討中。	
2 運用関係	(1)サービス利用者への安定的かつ円滑な運用	○夜間・休日の運用状況の公表 ○夜間・休日の問合せ情報に関し、他の団体にとり参考となる事案については、関連情報を公表。	◎	○夜間・休日の運用状況の公表 平成28年3月1日時点で、参考となる事案は発生していない。 今後も対応を継続する。			
		(2)運営の透明性の向上等	○運営諮問委員会提出資料の公表 ○技術セミナーの開催(1回/年) ○各都道府県の合同訓練(1回/年) ○合同訓練結果の公表 ○システム連携している情報伝達者の利用状況公開(利用している情報種別、利用メディア、情報伝達地域等) ○テーマ別、サービス利用者別等、シンポジウム分科会を開催する。	○	○第15回、第16回の運営諮問委員会資料をHP上に公表。 ○技術セミナーを開催(6月5日)。 ○H27年合同訓練を実施(6月3日、4日)。 ○H27年合同訓練結果をHP上に公表。 ○システム連携している情報伝達者につき、公共情報コモンズWiki上に公表。 ○テーマ別、サービス利用者別等、シンポジウム分科会については、作業部会検討課題A-3「地域連絡会等の活用」にて検討中。		
	(3)その他	○新名称「アラート」の導入を推進する。	◎	○平成27年10月31日付けで、総務省と共同で「アラート」の登録商標を行った。 ○平成28年2月1日に、サービス利用規約の改正を行い、サービス名称を「アラート」とした。			